様式例第４号の２

農地法第５条第１項の規定による許可申請書

捨　印	

捨て印を押して下さい

令和　８年　９月　１日

安来市農業委員会会長　様

譲受人氏名（借受人・賃借人）　安来　太郎　印
譲渡人氏名（貸付人・賃貸人）　東京　花子　印
代　理　人　印

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第５条第１項の規定により許可を申請します。

記

１　当事者の住所等	当事者の別	氏　名	住　所	電話番号
	譲受人（借受人・賃借人）	安来　太郎	安来市伯太町東母里□□□番地	090-0000-0000
	譲渡人（貸付人・賃貸人）	東京　花子	東京都千代田区千代田〇-〇	
	国内連絡先（譲受人が国外居住者である場合）			
	氏　名		住　所	電話番号

２　許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目 登記簿	地目 現況	面積（㎡）	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利者の氏名又は名称	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
	飯島町	70	田	田	580	賃借権	伯太　次郎	市街化調整区域
	計　580　㎡　（田　580　㎡、畑　　㎡、採草放牧地　　㎡）							

３　転用計画		
（１）転用の目的	個人住宅	（２）権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細：現在、市営住宅に居住しているが、家族も増え手狭になったため、新たに住宅を建築する。
（３）事業の操業期間又は施設の利用期間	許可後　から　永久	

（４）転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要

工事計画	第１期（許可　日～９年９月１日） 名称	棟数	建築面積（㎡）	所要面積（㎡）	第２期（年　月　日～　年　月　日） 名称	棟数	建築面積（㎡）	所要面積（㎡）	合計 棟数	建築面積（㎡）	所要面積（㎡）
土地造成				580							580
建築物	住宅	1	210						1	210	
工作物											
計		1	210	580					1	210	580

４　権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他
	所有権	設　定　移　転	許可後	永久	

５　資金調達についての計画	（収入）		（支出）	
	・自己資金	500万円	・土地造成費	200万円
	・借入金	2,500万円	・建築費	2,800万円
	計	3,000万円	計	3,000万円

６　転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	周囲はＬ字コンクリート擁壁で土砂が流出しないようにして、約30ｃｍ埋め立てて造成するので被害は生じない。仮に、被害が生じた場合は、関係者と十分に協議のうえ万全の措置を講じる。

７　その他参考となるべき事項	市街化調整区域であり、都市計画法第34条第11号に該当するため、開発許可を要する。（安来市都市政策課にて確認済み）	地元農業委員	

書類作成後、地元農業委員より押印をもらって下さい

（記載要領）
１．氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合に[illegible]とができます。
２．当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代[illegible]」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。また、譲受人が国外居住者である場合にあって、国内連絡先となる者があるときは、「国内連絡先」欄にその者の氏名及び国内の住所、電話番号を記載してください。
３．譲渡人が２人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の１及び２の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙１及び別紙２のとおりとします。
４．「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
５．「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を６か月単位で区分して記載してください。
６．申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第１項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第１項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第１号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第１項第３号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。